

1 日本学校農業クラブ連盟会則・運営細則

1. 日本学校農業クラブ連盟会則

第1章 総則

第1条 この連盟は日本学校農業クラブ連盟（以下日連という）という。

第2条 日連は事務局を東京都におく。

第3条 日連は都道府県の各学校農業クラブ連盟（以下県連盟という）をもって組織する。

第4条 日連の活動は、次のことを目的とする。

全国の学校農業クラブ活動を促進して、クラブ員の産業人としての個性を育て伸ばし、明日の農業の発展に貢献する。

農業学習を踏まえて、クラブ員の科学性、社会性並びに指導性を育成する学校農業クラブ活動の振興に努める。

県連盟クラブ員の地域に根ざした学校農業クラブ活動を奨励するとともに、クラブ員の国際理解を深め、もって国際的な友好親善に寄与する。

第2章 事業

第5条 日連は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校農業クラブに関する調査、研究資料のしゅう集、配布
- 2 研究会、協議会、技術競技会、展覧会、講習会、講演会などの開催
- 3 全国の学校農業クラブとの連絡
- 4 年次大会の開催
- 5 学校農業クラブ員等の表彰
- 6 F F J 検定・技術検定の実施
- 7 全国の友好団体ならびに世界各国の青年農業団体との連絡、提携
- 8 機関誌の発行と図書編集、刊行
- 9 学校農業クラブとクラブ員に対する物資のあっせん
- 10 その他日連の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員

第6条 日連に次の役員をおく。

<生徒役員> 会長1名、副会長4名、理事若干名(うち若干名を常任とする)、監事3名。

<成人役員> 代表1名、副代表若干名、顧問校長若干名(うち若干名を常任とする)、監査委員3名。

第7条 会長、副会長、理事、監事は代議員会で選出する。

代表、副代表、顧問校長、監査委員は代議員顧問教師会で選出する。

第8条 会長はクラブ員を代表し会務をつかさどる。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときにはこれにかわる。

理事は理事会を構成し、日連の運営にあたる。

監事は会計を監査する。

第9条 代表は日連を代表し、会務を指導するとともにその責を負うものとする。

副代表は代表を補佐し、代表事故あるときにはこれにかわる。

顧問校長は、顧問校長会を構成し日連の運営を指導する。

監査委員は監事を指導し、その責を負うものとする。

第10条 役員任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

第11条 日連の事務局に事務職員若干名をおき代表がこれを任命する。事務局は日連の事務を担当する。事務局に関する規定は別にこれを定める。

第4章 委員会

- 第12条 日連に諮問委員会と専門委員会をおく。
諮問委員は、学校教職員、都道府県教育委員会関係者、文部科学省、農林水産省の係官、民間有識者などから若干名を委嘱し、諮問委員会を構成する。
専門委員は顧問教師、校長などから若干名を委嘱し、専門委員会を構成する。
- 第13条 委員は代表がこれを委嘱し、代議員会に報告する。
委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。
- 第14条 諮問委員会には、日連の運営、その他の重要事項について諮問する。
専門委員会は、代表より依頼された事項について研究する。

第5章 代議員会

- 第15条 代議員会は毎年春季・秋季の2回開く。
臨時代議員会は、代表が必要と認めるとき、または県連盟の3分の2以上の請求のあったとき代表がこれを招集する。
- 第16条 代議員は、各県連盟会長をもってあてる。
代議員は、代議員会を構成し、事業計画、予算、決算のほか、会則の改正、その他の重要事項を議決する。
- 第17条 代議員顧問教師は代議員在学学校の顧問教師の1名をあてる。
代議員顧問教師は、代議員の指導にあたるとともに代議員顧問教師会を構成し、日連の組織・運営などについて協議研究する。
- 第18条 代議員会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第6章 会計

- 第19条 日連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第20条 日連は県連盟の負担金、ならびに補助金、寄付金、賛助金、事業収入などをもって運営する。

第7章 付則

- 第21条 日連の会則を改正しようとするときは、代議員会において3分の2以上の賛成がなければならない。
- 第22条 日連の運営に必要な細則は別にこれを定める。
- 第23条 この会則は昭和25年11月2日から実施する。

付記	昭和25年11月	2日	制定施行
	昭和35年11月	7日	一部改正
	昭和40年11月	27日	一部改正
	昭和44年11月	18日	一部改正
	昭和47年11月	29日	一部改正
	昭和55年11月	20日	改正
	平成2年11月	8日	一部改正
	平成4年10月	28日	一部改正
	平成7年11月	8日	一部改正
	平成8年	5月16日	一部改正
	平成10年10月	7日	一部改正
	平成11年10月	21日	一部改正
	平成12年	5月11日	一部改正

2. 日本学校農業クラブ連盟運営細則

1. 日本学校農業クラブ連盟会則第7章付則第22条より、日連運営に関する細則を次のように定める。

2. この運営細則を追加、改正しようとするときは、代議員会において承認を得なければならない。

3. この運営細則は昭和40年10月27日より施行する。

4. 付 記

(1) 細則1. 委員会に関する規約昭和40年10月26日臨時代議員会において承認、翌日施行

(2) 細則2. 役員ならびに役員会に関する規約 //

(3) 細則3. 事務局運営に関する規約 //

(4) 細則4. 年次大会開催に関する規約 //

(5) 細則5. 日連負担金に関する規約 //

(6) 細則6. 日連組織に関する規約 //

(7) 細則7. 総会運営に関する規約 昭和44年11月18日施行日連会則ならびに昭和44年11月17日臨時代議員会において承認、翌日施行

(8) 細則8. 表彰に関する規約 平成5年5月14日春季代議員会において承認、11月1日から施行

(9) 細則9. クラブ員資格に関する規約 平成10年10月7日秋季代議員会において新設、同日施行

(10) 細則10. 賛助金に関する規約 平成10年10月7日秋季代議員会において新設、同日施行

5. 改 正

細則2. 細則4. 細則6. 昭和44年5月20日代議員会において一部改正

細則2. 細則6. 昭和44年11月17日臨時代議員会において一部改正

細則4. 細則5. 細則6. 昭和47年11月27日臨時代議員会において一部改正

細則2. 細則3. 細則5. 昭和50年11月11日臨時代議員会において一部改正

細則5. 昭和52年11月8日臨時代議員会において一部改正

細則4. 細則6. 昭和54年11月7日臨時代議員会において一部改正

細則2. 細則7. 昭和55年11月20日臨時代議員会および総会において改正

細則5. 昭和56年5月15日代議員会において一部改正、昭和57年度から実施

細則5. 昭和60年5月24日代議員会において一部改正、昭和61年度から実施

細則5. 平成元年5月18日代議員会において一部改正、平成2年度から実施

細則2. 細則3. 細則6. 細則7. 平成2年11月8日臨時代議員会において一部改正、平成3年度から実施

細則1. 2. 3. 4. 5. 7. 平成4年10月28日臨時代議員会において一部改正、平成5年度から実施

細則5. 平成7年11月8日秋季代議員会において一部改正、平成8年度から実施

細則5. 平成8年5月16日春季代議員会において一部改正、平成8年度から実施

細則8. 平成9年10月22日秋季代議員会において一部改正、平成9年度より実施

細則2. 平成10年10月7日秋季代議員会において(ケ)追加、平成10年度より実施

細則3. 平成10年10月7日秋季代議員会において第5条追加、平成10年度より実施

細則8. 平成11年10月20日秋季代議員会において第2条2改正、平成11年度より実施

細則 1 . 委員会に関する規約 (昭和40年10月27日施行)

(1) 諮問委員会設置に関する規定

第1条 日連会則第4章第12条により、諮問委員会を設置する。

第2条 諮問委員会は代表から諮問された事項について意見を具申し、代表者はその結果を代表を通じ代議員会に報告する。

第3条 諮問委員は、学校教職員(顧問教師)、都道府県教育委員会関係者、文部科学省、農林水産省の関係係官、民間有識者などから若干名を代表が委嘱する。

第4条 諮問委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

第5条 諮問委員会は、必要に応じ開催する。

(2) 専門委員会設置に関する規定

第1条 日連会則第4章第12条により、専門委員会を設置する。

第2条 専門委員会は、代表より依頼された事項について、研究審議し、その研究成果を代表に報告する。

第3条 専門委員は、校長、顧問教師から若干名を代表が委嘱する。

第4条 専門委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第5条 (ア) 専門委員会は、委員の互選により、委員長を選出する。委員長は、委員会の招集、研究、審議事項のまとめなど、会の運営にあたる。

(イ) 専門委員会の事務運営は、事務局で行う。

第6条 専門委員会は、必要があるときは、代表の承認を得て臨時専門委員をおき、小委員会を開催することができる。

細則 2 . 役員ならびに役員会に関する規約 (昭和40年10月27日施行)

第1条 日連役員に関する規約は、日連会則第3章によって次のとおり定める。

(1) 日連の役員の数、選出の方法は次のとおり定める。

(ア) 生徒役員

会 長 1 名 代議員の中から選出し、代議員顧問教師会の承認を得る。

副 会 長 4 名 各ブロック連盟から推せんされた代議員の中から選出し、うち1名は、当年度全国大会が開催されるブロック連盟の推せん者を含める。

理 事 若干名 理事は、各ブロックから推せんされた代議員1名と、関東ブロック各県連盟代議員をもってあてる。

うち関東ブロック各県連盟の理事を常任とする。

監 事 3 名 関東ブロック連盟の中から、代議員以外のものを推せんし、決定する。

生徒役員の選出 生徒役員の選出は、代議員会で行う。

(イ) 成人役員

代 表 1 名 常任顧問校長会の推せん者をもってあてる。

副 代 表 若干名 会長・副会長の在学する学校の校長をもってあてる。

顧問校長 若干名 全国農業高等学校長協会の各都道府県理事と常務理事、ならびに各県連盟事務局校長をもってあてる。うち、全国農業高等学校長協会の常務理事と関東ブロック各県連盟の顧問校長を常任とする。

監査委員 3 名 監事の在学する学校の校長をもってあてる。

成人役員の選出 成人役員の選出は代議員顧問教師会で行う。

(2) 役員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

(3) 役員に欠員を生じた場合は、代議員会、代議員顧問教師会の承認を得てこれを補充することができる。ただし補充により役員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(4) 役員の任務は日連会則第3章第8条、第9条による。

第2条 日連における各役員会の開催運営に関する規約は次のとおり定める。

(1) 理事会・常任理事会・常任理事顧問教師の会

(ア) 理事会は、理事をもって構成し、理事の3分の2以上の出席がなければ開いてはならない。

(イ) 理事会は、必要に応じて開催し、代表がこれを招集する。

(ウ) 理事会は、代議員会において決定された事項について日連運営の具体策を協議するほか、会務について審議する。

(エ) 理事会の会議運営については、会長がこれにあたり、過半数をもって議決する。

- (オ) 常任理事会は、常任理事をもって構成し、理事会、代議員会に提出する議案を作成するほか、議決された事項について常時会務を分担・執行する。
- (カ) 常任理事会は、必要に応じ、代表がこれを招集するが、原則として毎月開催するものとする。
- (キ) 理事顧問教師は、理事会の運営指導にあたるほか、理事の指導・助言にあたる。
- (ク) 常任理事顧問教師は、常任理事顧問教師の会を構成し、常任理事の指導にあたるほか、日連運営の具体策を協議研究し、常時会務、運営の指導にあたる。
- (ケ) 会務・事業を効率的に遂行するため、必要に応じて委員会（プロジェクトチーム）を設けることができる。
- (2) 顧問校長会・常任顧問校長会
 - (ア) 顧問校長会は顧問校長をもって構成する。
 - (イ) 顧問校長会は必要に応じ、代表がこれを招集し、開催する。
 - (ウ) 顧問校長会は日連運営の基本事項について研究協議する。
 - (エ) 常任顧問校長会は、常任顧問校長をもって構成し、顧問校長会同様に必要に応じて代表がこれを招集し開催する。
 - (オ) 常任顧問校長会は、日連の運営について審議し、常時、会務の処理について指導助言を行う。
- (3) 監事・監査委員会
 - (ア) 監事・監査委員会は、監事、監査委員をもって構成する。
 - (イ) 監事・監査委員会は、毎年4月中に開催する。
 - (ウ) 監事は日連の事務・会計の監査にあたり、その結果を代議員会において監査報告をしなければならない。
 - (エ) 監査委員は監事の指導にあたり、その責を負うとともに、その結果を顧問校長会、代議員顧問教師会に報告しなければならない。

第3条 役員会に関する事務運営は、いっさい事務局においてこれを行う。

細則3 事務局運営に関する規約（昭和40年10月27日施行日連会則ならびに昭和40年度代議員会による）

- 第1条 この規約は、会則第1章第2条ならびに第3章第11条の規定に基づき、日連事務局の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 日連事務局は日連の事務を担当し、日連運営についての業務を行うほか、会則ならびに運営規則による諸会議の事務運営、会則による事業の推進を行う。
- 第3条 事務局は、東京都内に設置し、代表が所かつする。
- 第4条 事務局には、事務局長1名、事務職員若干名をおく。
 - (1) 事務局長は、専任者を置き、事務局の運営、職員の総括にあたる。
 - (2) 事務局の運營業務を円滑にするため、日連担当教師若干名をおく。
日連担当教師は、代表がこれを委嘱する。
- 第5条 日連担当教師は、日連の会務や事業を遂行するために必要な業務並びに全クラブ員の指導・助言に関わる事項の具体化にあたる。
日連担当教師は、互選により主幹を選出し、日連担当教師の会を構成する。
主幹は、会の招集、審議事項のまとめなど、会の運営にあたる。
- 第6条 事務職員の給与ならびに勤務条件は、公立学校事務職員服務規定、ならびに条例に準ずる。
- 第7条 事務局長は、事務局の運営状況、事業の進展状況について、代議員会に報告しなければならない。
- 第8条 日連の会計については、その収支状況を代議員会に報告するとともに、会計監査を受けなければならない。

細則 4 . 年次大会開催に関する規約

(昭和40年10月27日施行日連会則ならびに昭和40年度代議員会による)

- 第1条 会則第2章第5条による年次大会の開催について、その運営を円滑にするため、この規約を定める。
- 第2条 (1) 年次大会(全国大会)は、年1回実施する。
(2) 開催時期は、原則として、10月から11月中とし、開催ブロック連盟の事情により日時を決定する。
(3) 開催地ならびに実施大綱は、前年度春季代議員会に提示し、同秋季代議員会で決定する。
- 第3条 (1) 開催ブロック連盟は、輪番制とし、原則として次のとおりとする。
(2) 開催ブロック連盟の順序は次のとおりとする。
- | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|
| 1 関東 | 2 北海道 | 3 近畿 | 4 東海 | 5 四国 |
| 6 東北 | 7 中国 | 8 九州 | 9 北信越 | |
- 第4条 開催内容、大会実施要項は前年度秋季代議員会に提示し、当年度春季代議員会で決定する。
- 第5条 年次大会(全国大会)の内容は次のとおりとする。ただし、記念年次大会の内容については若干変更できることとする。
(1) プロジェクト発表会
(2) 意見発表会
(3) 平板測量競技会
(4) 農業鑑定競技会
(5) 農業情報処理競技会
(6) クラブ員代表者会議
(7) 大会式典
(8) その他、代議員会で承認されたもの
- 第6条 大会開催に関する準備、大会運営については、開催地のブロック連盟と日連事務局が、協議のうえ業務の分担を行う。

細則 5 . 日連負担金に関する規約 (平成7年度代議員会において改正、平成8年度から実施)

- 第1条 会則第6章第20条により、県連盟の負担金を次のように定める。
県連盟負担金は、会員負担とし、それぞれの算出基礎は次のとおりである。
- (1) 会員負担(年額)
クラブ員1人当たり 280円
- (2) 学校負担(年額)
全日制・定時制・本校・分校別1校と数え
クラブ員数
- | | | |
|----------|-------|--------|
| 1~150人 | 1校当たり | 3,000円 |
| 151~400人 | " | 4,000円 |
| 401人以上 | " | 5,000円 |
- 第2条 県連盟負担金は各県連盟事務局において、それぞれ納入期日までに納入するものとする。
- 第3条 県連盟負担金の納入期日を次のとおりとする。
(前期) 春季代議員会までに年額の2分の1以上を納入する。
(後期) 秋季代議員会までに残額を納入する。

細則 6 . 連盟組織に関する規約 (昭和38年度代議員会による)

- 第1条 県連盟に関する規定
(1) 日連は都道府県連盟をもって組織する。但し、北海道連盟の3地域は県連盟扱いとする。
(2) 県連盟は、各都道府県の各単位学校農業クラブをもって組織する。
(3) 日連の連絡、諸行事、計画などは、県連盟単位をもって行う。
(4) 県連盟には、県連盟事務局を置き、県連盟の運営、事務取扱いを行う。
(5) 県連盟には、会長、代表、代議員顧問教師、その他運営に必要な役員をおく。
- 第2条 ブロック連盟に関する規定
(1) 日連に9ブロック連盟をおく。
(2) ブロック連盟は、各県連盟をもって組織する。但し北海道ブロック連盟は、3地域をもってブロック連盟を組織する。

- (3) ブロック連盟は、全国大会出場者の選出、日連の役員選出、ブロック大会の開催などを行う。
- (4) ブロック連盟には、ブロック連盟事務取扱いのための事務所を設置する。
- (5) ブロック連盟の編成は次のとおりとする。

ブロック名	県連盟名
北海道	北海道(北海道地域)(東北海道地域)(南北海道地域)
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	愛知、岐阜、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

細則7. 代議員会運営に関する規約(昭和55年11月20日施行)

第1条 会則第5条による代議員会の開催について、その運営を円滑にするため、この規約を定める。

(1) 代議員会

- (ア) 代議員会は代議員をもって構成し、代表がこれを招集する。代議員の3分の2以上の出席がなければ開催してはならない。
- (イ) 代議員会は年2回、原則として、春季は5月、秋季は年次大会の際に開催する。そのほか代表が必要と認めたととき、または代議員の3分の2以上の開催要請があった場合は、臨時代議員会を開催しなければならない。
- (ウ) 代議員会の内容は、事業計画、予算、決算の審議、決定、役員の選出、その他必要事項を協議決定するほか、各委員会の報告を受ける。
- (エ) クラブ運営の基本事項で、県連盟の事業、行事と密接な関係にある事項(会則の改正、負担金の改正、新しい行動計画など)について協議する場合は、あらかじめ前年度代議員会に、その原案を提示するものとする。
- (オ) 代議員会の議決権は、代議員1人1票とし、過半数をもって決定する。
- (カ) 代議員会における代議員顧問教師は、代議員の自主性に基づく会運営に対する指導・助言にあたる。

(2) 代議員顧問教師会

- (ア) 代議員顧問教師会は、代議員顧問教師をもって構成し、代表がこれを招集する。代議員顧問教師の3分の2以上の出席がなければ開催してはならない。
- (イ) 代議員顧問教師会は、代議員会と同時に開催する。そのほか代表が必要と認めたととき、または代議員顧問教師の3分の2以上の開催要請があった場合は、臨時代議員顧問教師会を開催しなければならない。
- (ウ) 代議員顧問教師会は、代議員会に準じて行い、代議員会を指導・援助するほか、成人役員の選出、日連の組織や運営について協議研究を行う。
- (エ) 代議員顧問教師会の議決権は、代議員会に準ずる。
- (オ) 代議員顧問教師会において、ブロック連盟に関する協議の必要のある場合は、ブロック連盟事務局校代議員顧問教師によって研究、協議する。

第2条 (1) 代議員会に次の役員をおく。議長団3名(議長1名、副議長2名)書記2名。

(2) 代議員会の役員は、代議員会において選出する。

第3条 代議員会は公開とする。

第4条 (1) 成人役員・理事顧問教師は代議員会の指導・助言にあたる。

(2) 構成員の引率顧問教師は代議員会構成員の指導・助言にあたる。

細則 8 . 表彰に関する規約 (平成 5 年 5 月施行)

第 1 条 日連会則第 5 条 5 により、表彰に関する規約を以下のように定める。

第 2 条 表彰は次のものについて行う。

- 1 年次大会 (全国大会) の競技種目で優秀な成績を修めた者。
- 2 各ブロック大会等の特色ある競技種目で優秀な成績を修めた者。
- 3 県連盟会長として職責を全うした者。
- 4 その他表彰委員会において、学校農業クラブ活動の推進及び日連運営に功績が大きいと認められた関係者及び関係団体。

第 3 条 受賞者の決定、手続きは次のとおりとする。

- 1 第 2 条 1 については、「全国大会実施基準」の「表彰」の項による。
- 2 第 2 条 2 の種目については、予め代議員会の承認を得ることとする。
- 3 第 2 条 3 及び 4 については、関係する機関の推薦・申請に基づき行う。

第 4 条 表彰委員会は、常任顧問校長、専門委員、日連担当教師及び事務局職員などから代表が委員を委嘱し、必要に応じて招集する。委員長は互選する。

細則 9 . クラブ員資格に関する規約 (平成 1 0 年 1 0 月 7 日施行)

第 1 条 日連会則第 3 条 に規定する学校農業クラブのクラブ員資格については、次の各条の定めるところによる。

第 2 条 農業に関する学科またはコースを置く高等学校の生徒。

第 3 条 総合学科等において、農業に関する科目を置く高等学校の生徒。

細則 1 0 . 賛助金に関する規約 (平成 1 0 年 1 0 月 7 日施行)

第 1 条 日連会則第 2 0 条 により、賛助金に関する規約を以下のように定める。

第 2 条 賛助会員は、会則第 3 条 に規定する学校の卒業生及びその他本会の趣旨に賛同されて入会を希望する個人または法人とする。

第 3 条 賛助会員の会費は、賛助会費として、1 口を年額 1 万円とし、1 口以上とする。ただし、学生等については、減額措置を講ずることができる。

第 4 条 賛助会員の特典としては、学校農業クラブ連盟の活動等にかかわる情報の頒布を受けることができる。

第 5 条 資格喪失は、脱会、除名、会費納入の遅滞等による。